

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本 題】 企業年金の受託概況について（2017年3月末現在）……………	P1
【コ ラ ム】 年金の現価について ……………	P7

企業年金の受託概況について（2017年3月末現在）

1. はじめに

企業年金の制度数および加入者数等については、厚生労働省および企業年金連合会が定期的に公表しているほか、毎年5月下旬には信託協会等による「企業年金（確定給付型）の受託概況」および「確定拠出年金（企業型）の統計概況」が公表されています。

本年5月23日、上記概況の最新版（2017（平成29）年3月末現在）が公表されましたので、その概要ならびに企業年金制度の概数の推移について解説いたします。

2. 企業年金の2016年3月末現在の概況

(1) 給付建て（確定給付型）制度

「企業年金の受託概況」は、信託協会、生命保険協会およびJA共済連の連名により、給付建て（確定給付型）企業年金制度の受託件数、加入者数ならびに資産残高を取りまとめているものです。かつては厚生年金基金および適格退職年金の概況を取りまとめていましたが、2002年の確定給付企業年金の創設ならびに2012年の適格退職年金の廃止を経て、現在は、厚生年金基金および確定給付企業年金の2制度について「企業年金（確定給付型）の受託概況」として取りまとめています。2017年3月末現在の概況は、図表1の通りです。

< 図表 1 > 企業年金（確定給付型）の受託概況（2017年3月末現在）

		受託件数		資産残高（時価）		加入者数 （万人）
		（基金、件）	（億円）	構成比	対前年比 増減率	
厚生年金基金	信託銀行	93	179,243	94.0%	▲21.2%	129
	生保会社	17	11,471	6.0%	▲21.5%	9
	小 計	110	190,714	100.0%	▲21.2%	139
確定給付企業年金	信託銀行	3,808	439,381	73.9%	3.0%	549
	生保会社	9,379	150,620	25.3%	1.9%	260
	JA共済連	353	4,427	0.8%	1.7%	8
	小 計	13,540	594,429	100.0%	2.7%	818
合 計		13,650	785,144	—	▲4.4%	957

（注1）受託件数および加入者数は、共同受託の場合は重複計上を避けるため幹事会社をベースに計上している。

（注2）信託銀行の資産残高は、年金信託契約、年金特定信託契約等の合計。

（注3）生保会社の資産残高は、特別勘定特約の資産残高を含む。

（注4）生保会社およびJA共済連の確定給付企業年金には、受託保証型確定給付企業年金を含む。

（出所）信託協会・生命保険協会・JA共済連「企業年金（確定給付型）の受託概況」（平成29年3月末現在）

企業年金の受託概況について(2017年3月末現在)

2017年3月末現在の状況をみると(図表1)、厚生年金基金は基金数110件(前年度比▲146件)、加入員数139万人(前年度比▲115万人)となっています。2014年4月より改正厚生年金保険法(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律)が施行されたことを受けて、2016年度は110基金が解散(うち特例解散25件)、36基金が代行返上するなど、前年度に引き続き大幅減少しました。また、資産残高も19兆714億円(前年度比▲5兆1,356億円)と減少しています。

一方、確定給付企業年金(DB)は、2017年3月末は制度数13,540件(前年度比▲121件)、加入者数818万人(前年度比+23万人)となっています。制度数は5年連続の減少となったものの、前述の改正厚生年金保険法の施行により厚生年金基金からDBへの移行が増えていることから、加入者数は2年連続で増加しています。資産残高も、昨年11月以降の株高の恩恵を受けて59兆4,429億円(前年度比+1兆5,427億円)と2年連続で増加しています。

(2) 掛金建て(確定拠出型)制度

確定拠出年金(企業型)については、運営管理機関連絡協議会、信託協会および生命保険協会の連名による「**確定拠出年金(企業型)の統計概況**」が2012年から公表されています。2017年3月末現在の概況は、規約数5,236件(前年度比+356件)、資産額10兆4,794億円(前年度比+9,479億円)、加入者数592万人(前年度比+42万人)となっており、資産額でははじめて10兆円の規模に到達しています。

＜図表2＞確定拠出年金(企業型)の統計概況(2017年3月末現在)

	規約数		資産額(時価)		加入者数	
	(件)	対前年比 増減率	(億円)	対前年比 増減率	(万人)	対前年比 増減率
確定拠出年金 (企業型)	5,236	7.4%	104,794	9.9%	592	7.8%

(注1) 記録関連運営管理機関4社(SBIベネフィット・システムズ(株)、損保ジャパン日本興亜DC証券(株)、日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー(株)、日本レコード・キーピング・ネットワーク(株))で管理されているデータを基に、運営管理機関連絡協議会が作成したもの。

(注2) 制度開始ベースであるため、厚生労働省の公表計数(承認ベース)とは必ずしも一致しない。

(出所) 運営管理機関連絡協議会・信託協会・生命保険協会「確定拠出年金(企業型)の統計概況」(平成29年3月末現在)

＜図表3＞企業年金の制度数の推移(2001年度末以降)

年度末	厚生年金基金		確定給付企業年金		確定拠出年金(企業型)			
					規約数		実施事業主数	
2001	1,737	—	—	—	70	—	—	—
02	1,656	(▲81)	15	—	361	(291)	—	—
03	1,357	(▲299)	316	(301)	845	(484)	2,379	—
04	838	(▲519)	992	(676)	1,402	(557)	4,350	(1,971)
05	687	(▲151)	1,430	(438)	1,866	(464)	6,664	(2,314)
06	658	(▲29)	1,940	(510)	2,313	(447)	8,667	(2,003)
07	626	(▲32)	3,099	(1,159)	2,710	(397)	10,334	(1,667)
08	617	(▲9)	5,008	(1,909)	3,043	(333)	11,706	(1,372)
09	608	(▲9)	7,405	(2,397)	3,301	(258)	12,902	(1,196)
10	595	(▲13)	10,053	(2,648)	3,705	(404)	14,628	(1,726)
11	577	(▲18)	14,985	(4,932)	4,135	(430)	16,440	(1,812)
12	560	(▲17)	14,692	(▲293)	4,247	(112)	17,328	(888)
13	531	(▲29)	14,296	(▲396)	4,434	(187)	18,393	(1,065)
14	444	(▲87)	13,883	(▲413)	4,635	(201)	19,832	(1,439)
15	256	(▲188)	13,661	(▲222)	4,964	(329)	22,574	(2,742)
16	110	(▲146)	13,540	(▲121)	5,349	(385)	26,228	(3,654)

(注1) ()内は、対前年度比の増減数。

(注2) 厚生労働省および企業年金連合会の集計値であり、図表1および図表2の数値とは必ずしも一致しない。

(出所) 企業年金連合会『企業年金に関する基礎資料』を基に、リソナ年金研究所作成。

3. 企業年金制度の推移（時系列）

(1) 制度数の推移

わが国の企業年金における 2001 年度以降の制度数の推移をみると（図表 3）、厚生年金基金は、2002 年の代行返上の解禁を受けて 2003～04 年度にかけて急激に減少しました。2014 年度以降は、前述の改正厚生年金保険法の施行を受けて減少傾向にさらに拍車がかかっています。確定給付企業年金は、適格退職年金からの移行措置が終了した 2012 年度末以降、制度数は僅かではありますが減少基調となっています。

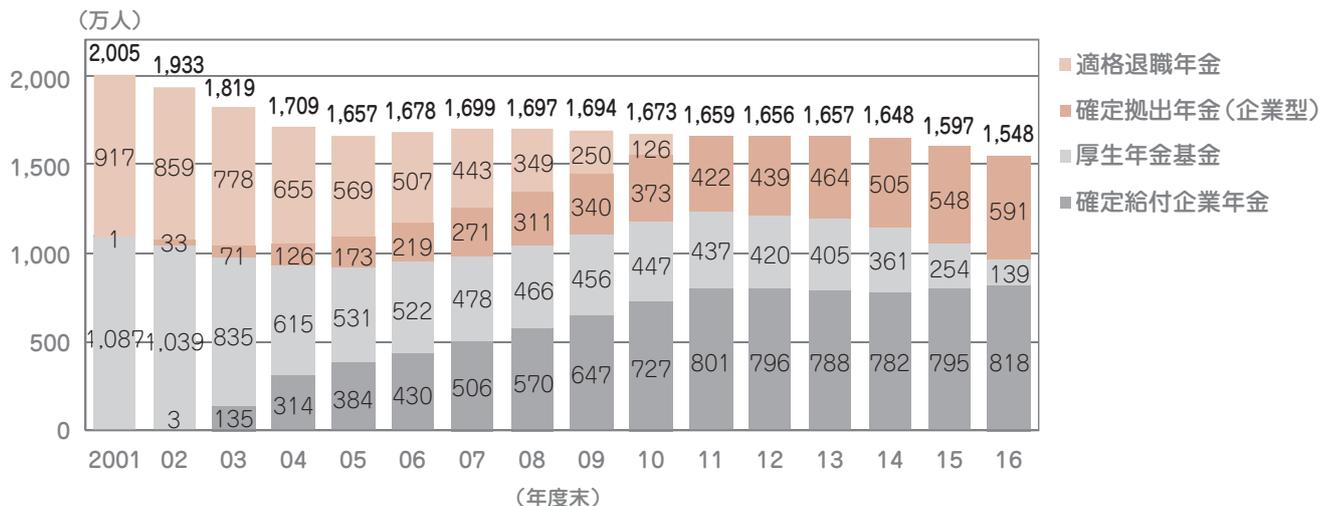
一方、企業型 DC は、制度創設以降、一貫して右肩上がりです。とりわけ、実施事業主数は 2 年連続で過去最大の増加幅となっており、前述の改正厚生年金保険法の施行を受けて厚生年金基金から企業型 DC への移行が進展している様子がうかがえます。

(2) 加入者数の推移

企業年金の加入者数の推移は、図表 4 の通りです。2001 年の確定給付企業年金法および確定拠出年金法の制定により適年移行・代行返上を開始されたのを機に、確定給付企業年金および確定拠出年金（企業型）の加入者数が徐々に増加しています。2012 年度末には、確定拠出年金（企業型）の加入者数が厚生年金基金の加入員数を上回るに至っています。

しかし、2016 年度末の企業年金全体の加入者総数は約 1,548 万人と、ピーク時（1995 年度末で 2,571 万人）の約 6 割の水準にまで減少しています。とりわけ、厚生年金基金の加入員数の減少幅が、確定給付企業年金および確定拠出年金（企業型）の加入者の増加幅を上回っています。企業年金の加入者数の減少基調が今後も継続し、企業年金がごく一部の層にしか適用されない制度となってしまうと、税制優遇という企業年金制度の立法基盤にも影響するのではないかと指摘もあり、その動向にはなお注意を払う必要があります。

＜図表 4＞企業年金の加入者数の推移（2001 年度末以降）



（注 1）2015 年度までは、厚生労働省の集計値。

（注 2）2016 年度は、厚生年金基金および確定給付企業年金は信託協会・生命保険協会・JA 共済連「企業年金（確定給付型）の受託概況」、確定拠出年金は厚生労働省「確定拠出年金の施行状況」による。

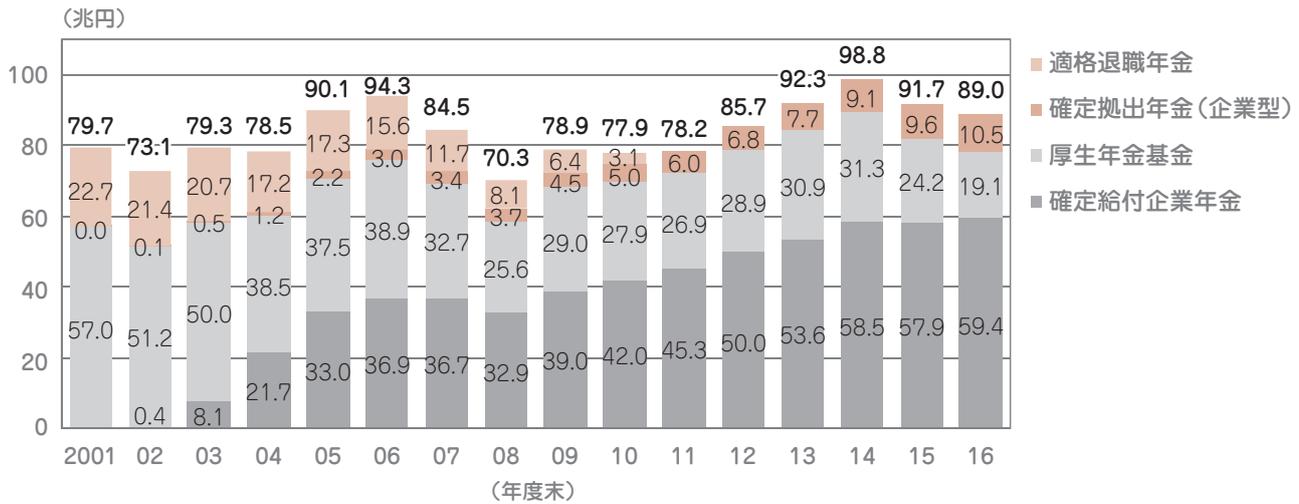
（出所）企業年金連合会『企業年金に関する基礎資料』を基に、リソナ年金研究所作成。

(3) 資産残高の推移

企業年金の資産残高の推移は、図表 5 の通りです。2016 年度末の企業年金の資産残高総額は 88 兆 9,937 億円と、2 年連続で減少しています。とはいえ、資産規模ではわが国の名目 GDP（2016 年度速報値で約 538.0 兆円）の 20%弱の水準を維持しています。

制度別にみると、給付建て（確定給付型）制度である厚生年金基金および確定給付企業年金の資産規模が全体の約 9 割を占めています。また、確定給付企業年金および確定拠出年金（企業型）は、加入者数の増加や堅調なマーケット環境を受けて資産残高が増加していますが、厚生年金基金は、2014 年度以降の解散・代行返上の増加を受けて資産残高が急速に減少しつつあります。

< 図表 5 > 企業年金の資産残高の推移 (2001 年度末以降)

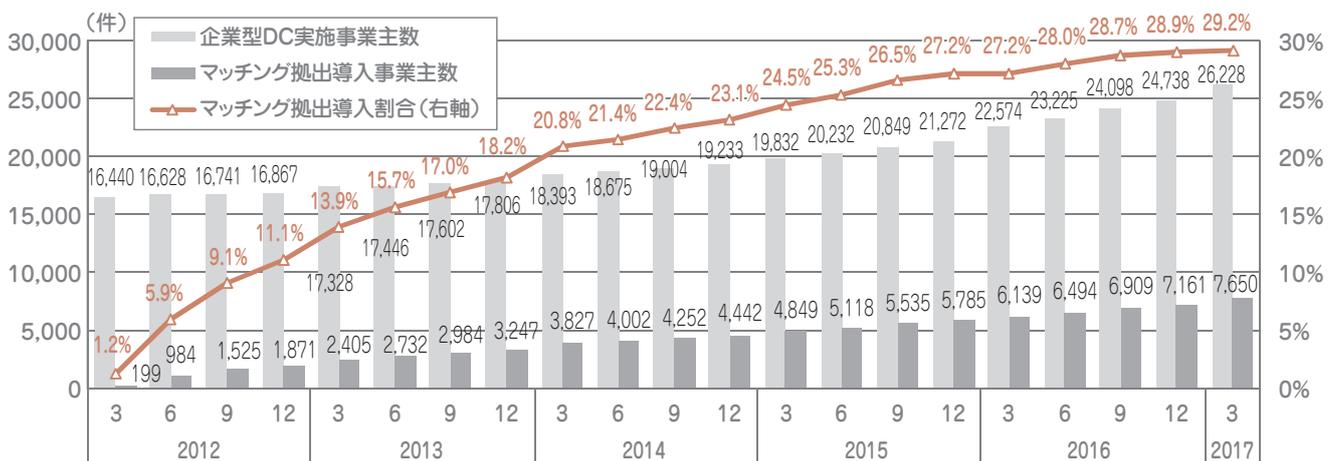


(注 1) 適格退職年金、厚生年金基金および確定給付企業年金は、2015 年度までは厚生労働省の集計値。2016 年度は信託協会・生命保険協会・JA 共済連「企業年金(確定給付型)の受託概況」による。
 (注 2) 確定拠出年金(企業型)は、2015 年度までは運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」、2016 年度は運営管理機関連絡協議会・信託協会・生命保険協会「確定拠出年金(企業型)の統計概況」による。
 (出所) 企業年金連合会『企業年金に関する基礎資料』を基に、リソな年金研究所作成。

(4) 確定拠出年金(企業型)におけるマッチング拠出の動向

確定拠出年金(企業型)において2012年1月より実施が可能となったマッチング拠出(従業員拠出)は、2017年3月末で1,931規約・7,650事業所で実施されています。ただし、同時点の全実施事業主数に占める導入割合は29.2%となっており、近年はマッチング拠出の導入が鈍化している様子がうかがえます(図表6)。

< 図表 6 > 確定拠出年金(企業型)におけるマッチング拠出の実施状況(2012年以降)



(注 1) マッチング拠出導入割合(%) = マッチング拠出導入事業主数 / DC 実施事業主数
 (注 2) 厚生労働省の集計値であり、図表 2 の数値とは必ずしも一致しない。
 (出所) 厚生労働省「企業型年金の運用実態について」を基に、リソな年金研究所作成。

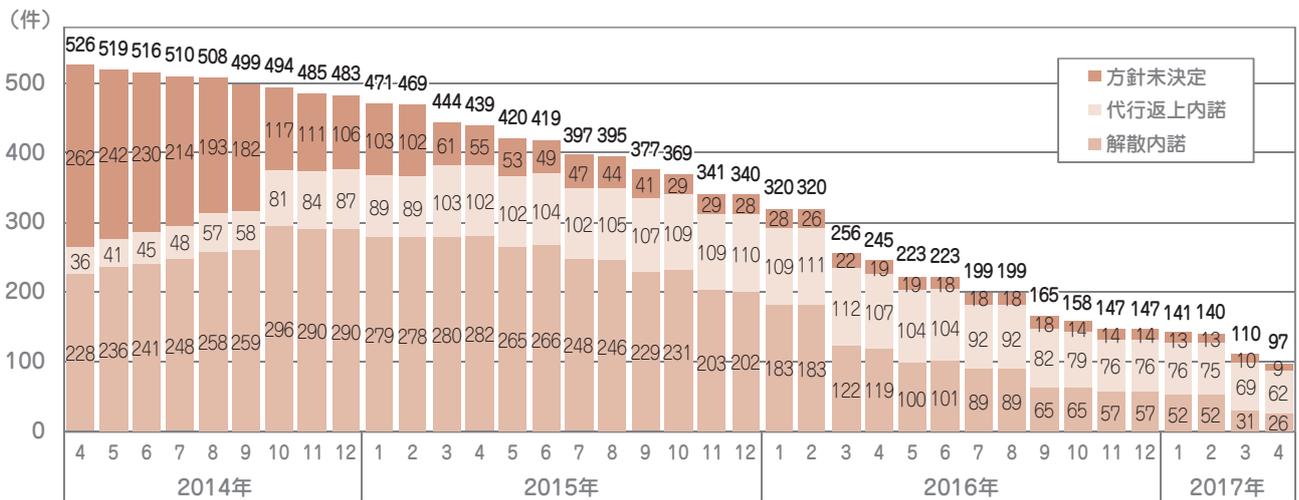
(5) 厚生年金基金の解散・代行返上の状況

前述の通り、2014年4月より施行された改正厚生年金保険法(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律)を受けて、2014年度以降の3年間で359基金が解散、64基金が代行返上しています。しかし、解散した359基金のうち特例解散措置を利用した基金は83基金と、解散基金全体の2割強に留まっています。ここ数年の資産運用環境の好転を受けて、基金の財政が健全化して特例解散措置の利用要件である「代行割れ」状態を脱した基金が増加したことが要因と考

えられます。

また、厚生年金基金における解散または代行返上の方針決定状況は、図表7の通りです。施行当初（2014年4月）は、解散も代行返上も選択しない「方針未決定」の基金が約半数を占めていましたが、時間の経過とともに、方針を決定する基金の割合が増加していきました。一方、実際に解散または代行返上が行われたことにより基金数は減少の一途を辿っており、2017年4月末時点では97基金と、施行時点に存在していた基金の8割以上が解散・代行返上の処理を済ませた計算になります。

<図表7> 厚生年金基金の解散・代行返上の方針決定状況（2014年4月以降）



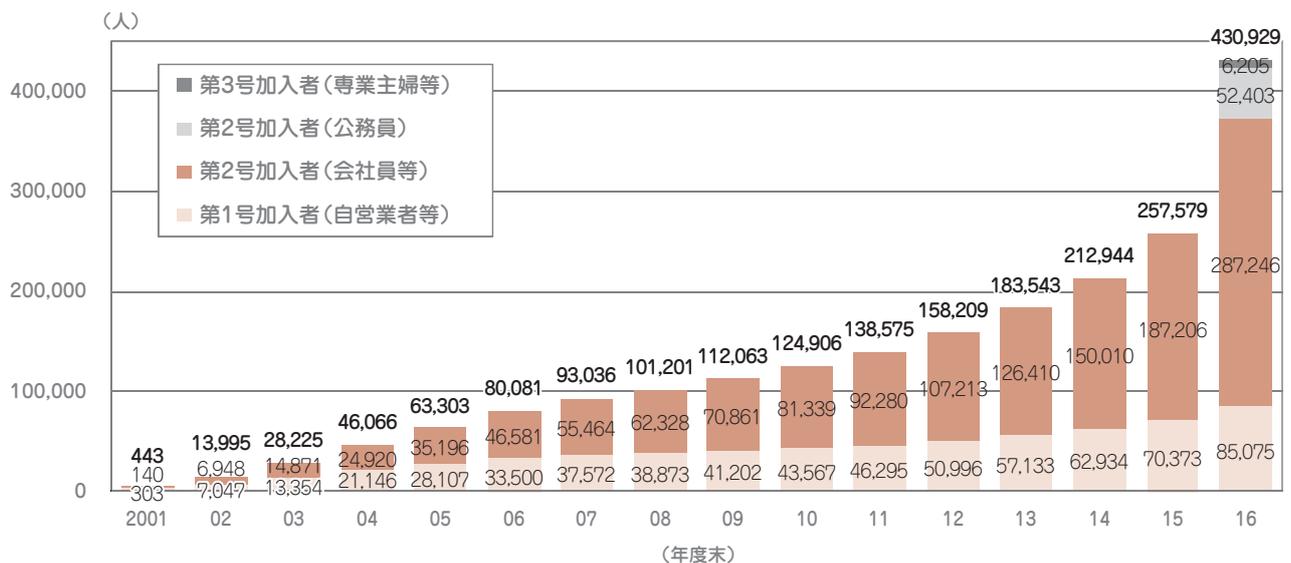
（出所）厚生労働省「厚生年金基金の解散・代行返上の状況」を基に、リソな年金研究所作成。

4. 個人型確定拠出年金（iDeCo）の概況

個人型確定拠出年金（iDeCo）は、2014年12月の与党税制改正大綱の公表や2015年4月の「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」の閣議決定、さらには2016年5月の同法案の可決・成立等により大きく注目を集めており、加入者数はここ数年連続して過去最高の増加幅を記録しています。

2016年度末時点の加入者数は430,929人（前年度比+173,350人）と、前年度末のじつに1.6倍もの水準まで増加しました（図表8）。内訳をみると、第1号加入者（自営業者等）が85,075人（前年度比+14,702人）、第2号加入者のうち会社員等が287,246人（同+100,040人）、公務員が52,403人、第3号加入者（専業主婦等）が6,205人となっています。

<図表8> 個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入者数の年次推移

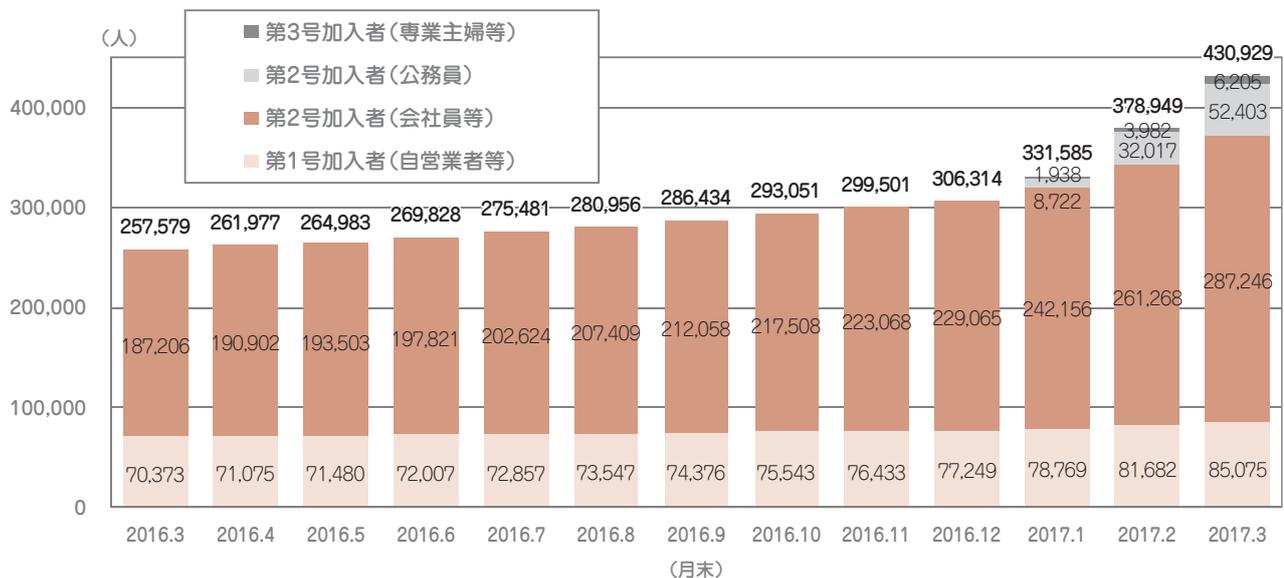


（出所）厚生労働省「確定拠出年金の施行状況」を基に、リソな年金研究所作成。

企業年金の受託概況について(2017年3月末現在)

2016年度のiDeCoの加入者数の推移を月次で見ると(図表9)、2017年1月から施行された加入対象の拡大を受けて加入者数が急増している様子が見えます。

<図表9> 個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入者数の月次推移

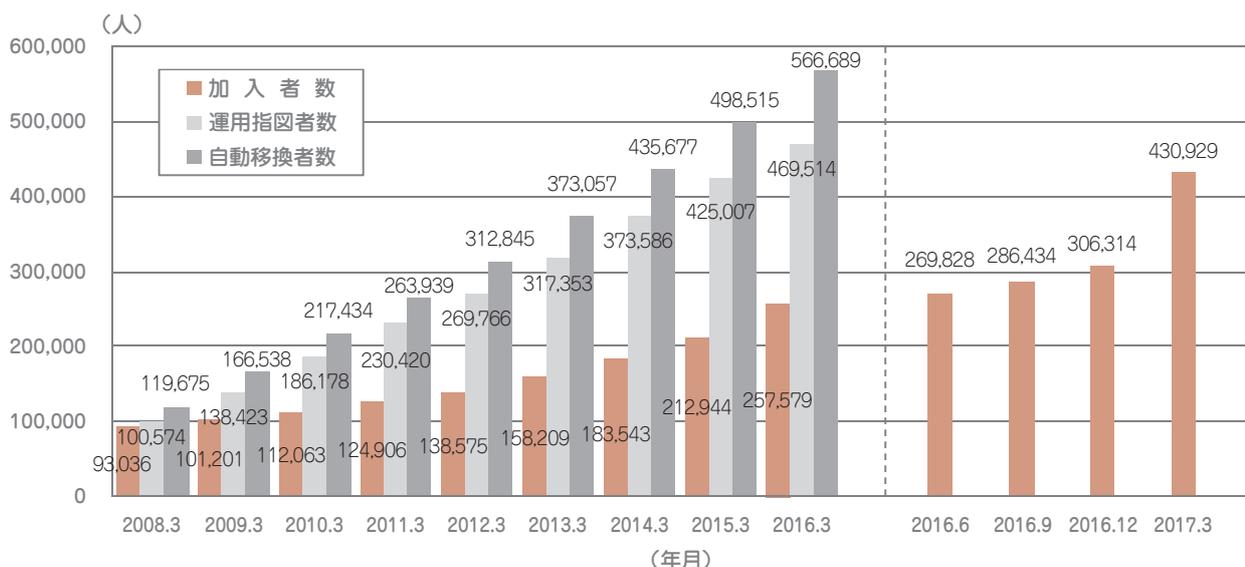


(出所) 厚生労働省「確定拠出年金の施行状況」を基に、リそな年金研究所作成。

もっとも、人数規模では、加入者よりも運用指図者の方が上回っています(図表10)。これは、従来(2016年12月以前)の加入対象であった自営業者および企業年金制度の無い会社員のうち、後者については転職・退職に伴い勤務先の企業型DCから資産を移換してくる者(移換加入者)が主流であったためと考えられます。

なお、企業型DCからiDeCoへ資産を移換するためには、加入者が自ら手続きを行わなければなりません。移換手続きを行わず約半年放置していると、当該加入者のDC資産が国民年金基金連合会に自動的に移換されてしまいます。これを俗に「自動移換」と言いますが、自動移換者の数は、正規の加入者および運用指図者の数を上回っているのが現状です。今後は、自動移換者の発生を抑制するための取組みが急務であると言えます。

<図表10> iDeCoの加入者数・運用指図者数・自動移換者数の推移(年次・月次)



(注1) 加入者数は、厚生労働省「確定拠出年金の施行状況」による。

(注2) 運用指図者数および自動移換者数は、国民年金基金連合会調べ。

(出所) 企業年金連合会『企業年金に関する基礎資料』を基に、リそな年金研究所作成。

(リそな年金研究所 谷内 陽一)

りそなコラム

年金の現価について

第81回のコラムのテーマは、「年金の現価」に関する、某信託銀行の新人「Aさん」と、その上司「B課長」との会話です。

Aさん：近々、お客さまの元へ財政決算の説明に行く予定なのですが、現価の考え方をわかり易く説明することが苦手なので、改めて教えていただけないでしょうか。

B課長：まずは、年金の現価の基本的な考え方から説明しよう。年金の現価を計算するにあたり大事な要素として、「予定利率」と「予定死亡率」の二つがあるんだ。先に予定利率から説明しよう。ところで、今の100万円と1年後の100万円では、どちらの方が価値が高いと思う？

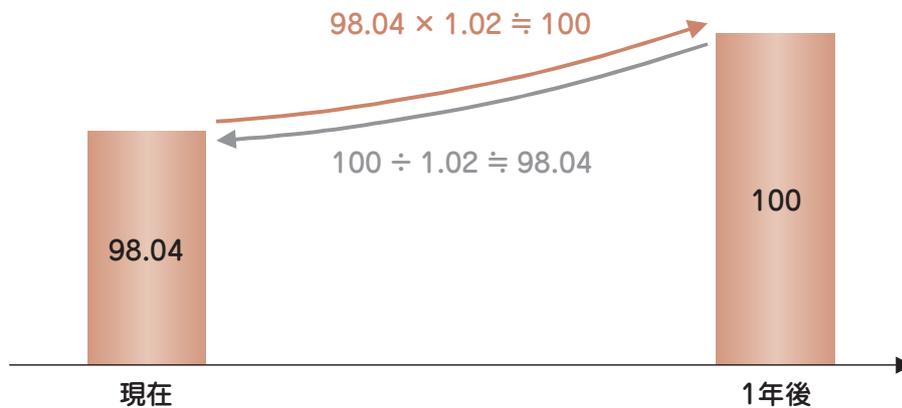
Aさん：今の100万円でしょうか。今100万円あれば、1年間運用することができます。

B課長：では、1年後の100万円は、現時点ではどの程度の価値だと思う？

+ Aさん：どの程度と言われましても・・・

B課長：そうだね。将来の給付の支払い見込みを現在の価値に換算する方法として、「割引計算」という考え方がある。先ほど「1年間運用することができる」という話が出たけど、割引計算をする際には、平均してどの程度の利回りで運用できるかということ想定したうえで、現在価値を計算することになる。この計算に使用する利回りを「予定利率」と呼ぶんだ。例えば、予定利率を2.0%とした場合、1年後の100万円の現在価値は、 $100 \div 1.02 \approx 98.04$ 万円と計算できる。

Aさん：98.04万円を1年間2.0%で運用すると、 $98.04 \times 1.02 \approx 100$ 万円になりますから、その通りですね。



+

B課長：同様に、2年後の100万円を現在価値に置き換えると、 $100 \div 1.02^2 \approx 96.12$ 万円と計算できるんだ。ところで、予定利率を2.0%から1.0%に変えるとどうなると思う？

Aさん：予定利率を1.0%として計算すると、1年後の100万円の現在価値は $100 \div 1.01 \approx 99.01$ 万円、2年後の100万円の現在価値は $100 \div 1.01^2 \approx 98.03$ 万円になると思います。

B課長：その通りだね。

Aさん：予定利率を下げると現在価値は大きくなるんですね。ところで、年金（分割払い）の現価計算はどうするのでしょうか？

B課長：年金の現価計算は、支払い時期ごとに分けて考えることで計算することができるんだよ。毎年期初に100万円を5年間支払う確定年金だと、下表のようになる。

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計	
給付額	100	100	100	100	100	500	
現価	2.0%で計算	100.00	98.04	96.12	94.23	92.38	480.77
	1.0%で計算	100.00	99.01	98.03	97.06	96.10	490.20
	0.0%で計算	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	500.00
	-1.0%で計算	100.00	101.01	102.03	103.06	104.10	510.20

年金の現価について

A さん：予定利率を 2.0% や 1.0% として計算した場合は、年金現価は給付額より小さくなりますが、予定利率がマイナスになると、逆に給付額よりも年金現価の方が大きくなるんですね。予定利率や割引計算の概要については、何とか理解できたと思います。では次に、予定死亡率について教えていただけないでしょうか。

B 課長：予定死亡率は、受給者の「生存」を給付事由としている年金制度において、いつまで給付を行うかを見込みを計算するのに使用するんだ。とりわけ終身年金の場合、生存している限り給付し続けることになるから、予定死亡率を用いて将来の生存の確率を求めることがより重要になるんだ。

A さん：具体的には、どのように計算するのでしょうか？

B 課長：例えば 65 歳の受給者が 66 歳まで生存する確率は、 $(1 - 65 \text{ 歳の死亡率})$ と計算するんだ。65 歳の受給者が 67 歳まで生存する確率は、65 歳から 66 歳までの生存する確率に、66 歳から 67 歳まで生存する確率を乗じたものとなるから、 $(1 - 65 \text{ 歳の死亡率}) \times (1 - 66 \text{ 歳の死亡率})$ と計算することになる。このようにして、65 歳の受給者の生存率を 69 歳まで計算すると、下表のようになる。

	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
生 存 率	1.00000	0.98944	0.97809	0.96586	0.95273
死 亡 率	0.01056	0.01147	0.01250	0.01360	0.01480

※死亡率は、平成 27 年 3 月 26 日厚生労働省告示第 148 号による死亡率（別表第一 男子）を使用。

A さん：69 歳時点の生存率が 0.95273 ということは、65 歳時点で受給者が 100 人いた場合、69 歳まで生存するのは 95 人程度になると見込むということですね。

B 課長：この生存率を考慮して、先程説明した予定利率による割引計算をすれば、終身年金の現価が計算できるんだよ。65 歳から毎年期初に 100 万円を給付する終身年金について、当初 5 年間の現価を予定利率 2.0% で計算すると、次のようになる。

	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
① 給 付 額	100	100	100	100	100
② 割 引 計 算	100.00	98.04	96.12	94.23	92.38
③ 生 存 率	1.00000	0.98944	0.97809	0.96586	0.95273
④ 現 価 (=②×③)	100.0	97.0	94.0	91.0	88.0

A さん：69 歳時点の給付額の現価は、 $92.38 \times 0.95273 \div 88.0$ と計算すればいいんですね。

B 課長：終身年金の場合は、上表に加えてさらに 70 歳以降の給付についても計算して合計した額が、終身年金の現価になるんだよ。あと、年金給付の場合は、年に複数回の支払いがあったり、保証期間があったりするケースが大半だけど、現価の計算においては、もちろんその点を考慮して計算しているんだ。

A さん：わかりました。お時間いただきありがとうございました。

(年金業務部 営業サポートグループ 渡邊 洋一)

企業年金ノート No. 590

2017(平成29)年6月 リそな銀行発行



信託ビジネス部 リそな年金研究所

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3361 MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

リそな銀行ホームページ：<http://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>

リそな企業年金ネットワーク：<https://resona-nenkin.secure.force.com/>

リそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「リそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日 9:00～17:00 (土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。)